

令和6年度 五島市一般廃棄物処理実施計画

第1章 総則

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第6条第2項の規定により、令和6年度の一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める五島市一般廃棄物処理実施計画を策定する。

2 施行区域 : 五島市全域

3 施行期間 : 令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

第2章 ごみ処理実施計画

1 一般廃棄物の区分及び排出量の見込み

区分	主な品目	排出量(t/年)
燃やすごみ	生ごみ、リサイクルできない紙類、木くず、皮革類、プラスチック・ビニール類、ゴム製品	9,957
燃やせないごみ	化粧びん・ガラスコップ・陶磁器類、ペンキ缶、ホットカーペット、提灯、造花、	165
有害ごみ	乾電池・充電式電池、体温計・温度計、蛍光管、使い捨てライター	18
資源ごみ1	缶、びん(飲料・調味料)、ペットボトル(飲料用又は酒、しょう油等)	559
資源ごみ2	発砲スチロール製の魚箱、緩衝剤、弁当箱、食品トレー、カップ麺容器	32
資源ごみ3	段ボール、新聞紙、紙パック、本・雑誌、チラシ・雑がみ古布類	1,036
資源ごみ4	ミルク缶・菓子缶、なべ・やかん、傘、穴を開けたスプレー缶、小型ストーブ、小型家電製品	277
粗大ごみ	自転車、こたつ、畳、タンス、ベッド	307
合計		12,351

2 収集運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区分	収集方法	収集日	排出方法	収集体制
燃やすごみ	ごみボックス・各戸	週2回	指定袋 (白色)	委託及び 一部直営
燃やせないごみ	ごみボックス・各戸	月1回 (奈留地区月2回)	指定袋 (青色)	委託及び 一部直営
有害ごみ	ごみボックス・各戸	月2回	無指定 透明袋	委託及び 一部直営
資源ごみ1	ごみボックス・各戸	月2回	無指定 透明袋	委託及び 一部直営
資源ごみ2	ごみボックス・各戸	月1回 (奈留地区月2回)	無指定 透明袋	委託及び 一部直営
資源ごみ3	ごみボックス・各戸	月2回	結束	委託及び 一部直営
資源ごみ4	ごみボックス・各戸	月2回	無指定 透明袋	委託及び 一部直営
粗大ごみ	予約収集	週1回	指定シール	委託及び 一部直営

(2) 収集運搬の方法

①家庭系一般廃棄物

家庭系一般廃棄物については、市が収集運搬を委託した業者（奈留地区；直営）が定期収集日に収集を行う。

具体的な定期収集日は、令和6年度ごみ収集カレンダーによる。

②事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、排出事業者が自らの責任において適正に処理するものとする。収集運搬を委託する場合は、市の許可を受けた業者とし、収集方法と回数は収集運搬許可業者と排出事業者との個別の契約による。

③一時多量一般廃棄物（家庭系）

引っ越しや片づけ、大掃除等により一時的に多量に排出されたごみで、定期収集や定期契約収集によらないごみの処理は、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（ごみ）に委託をすることができる。

(3) 直接搬入する方法

家庭系及び事業系ごみを、排出者自らが処理施設に直接搬入して処理を依頼する場合は、ごみの種類ごとに分別して、五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づく一般廃棄物処理手数料を支払うものとする。

①搬入施設

名 称	受け入れるごみの種類	備 考
五島市クリーンセンター	燃やごみ、粗大ごみ(可燃性のみ)	(受入時間) ○ 五島市クリーンセンター 8:30~12:00、13:00~16:30 (※土曜日は、8:30~12:00)
富江クリーンセンター	資源ごみ、有害ごみ	○ その他の施設 8:30~12:00、13:00~16:30 (※祝祭日は、8:30~12:00)
三井楽清掃センター	燃やごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみ	(休業日) 1) 日曜日及び土曜日 (五島市クリーンセンターは、日曜日)
奈留清掃センター	燃やごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみ	2) 12/31~1/3
福江リサイクルセンター	燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ(不燃のみ)、有害ごみ	

(4) 収集しない一般廃棄物

区 分	品 目 等	備 考
有害性のある物	毒物、劇物、農薬等	排出者が販売店へ依頼
危険性のある物	医療系廃棄物、プロパンガスボンベ等	排出者が販売店または専門の処理業者へ依頼
引火性のあるもの	ガソリン、灯油、シンナー、塗料等	排出者が販売店へ依頼
法令の規定によるもの	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、衣類乾燥機、パソコン本体（周辺機器除く）等	排出者が販売店または専門の処理業者へ依頼
その他	自動車、バイク等	

(5) その他

家庭から排出されるフロン類が使用されている製品（業務用エアコン、冷蔵庫・冷蔵庫等）は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正に関する法律」の第一種特定製品に規定されており、廃棄する際はフロン類の回収が必要です。

本市では、長崎県に登録された第一種フロン類充填回収業者によるフロン類の回収が完了したことを証明する引取証明書の写しの添付があるときでなければ収集できないため、排出者が販売店、製造メーカー又は充填回収業登録を受けた専門の処理業者へ処理を依頼することを原則として、引取証明書の写しの添付があるものに限り、粗大ごみとして収集・処理を行います。

3 中間処理計画

(1) 焼却施設

施設名	五島市クリーンセンター
所在地	五島市 浜町 740番地
型式	全連続燃焼式ストーカ炉
公称能力	41t／日 (20.5t／24h × 2炉)
備考	令和元年11月竣工

(2) 資源化施設

施設名	福江リサイクルセンター
所在地	五島市 向町 2036番地
型式	粗大ごみ : 分解+破碎+機械選別+圧縮+貯留
	資源ごみ : 手選別+機械選別・減容+圧縮・固形化+貯留
	紙類 : 選別+圧縮+貯留
公称能力	4t／日 (5h)
備考	平成12年3月竣工

4 最終処分計画

(1) 福江一般廃棄物最終処分場

所在地	五島市 向町 2059番地
型式	管理型(サンドイッチ方式)
埋立地容量	53,000m ³
備考	平成12年3月竣工

5 一般廃棄物処理手数料

平成17年度から本市全体で市指定ごみ袋を導入し、燃やすごみ、燃やせないごみの有料化を実施している。

区分	指定容器等	手数料
燃やすごみ(大)	市の指定袋（白）	400円（10枚入り）
燃やすごみ(中)		200円（10枚入り）
燃やすごみ(小)		100円（10枚入り）
燃やせないごみ(大)	市の指定袋（青）	400円（10枚入り）
燃やせないごみ(中)		200円（10枚入り）
燃やせないごみ(小)		100円（10枚入り）
粗大ごみ（一人で持てる物）	市が指定するシール	300円
粗大ごみ（一人で持てない物）		600円

6 一般廃棄物の発生・排出抑制

（1）ごみの4R活動の推進

ごみの減量化、資源化のため4つの「R」の実践を推進する。

- リフュース(Refuse) 発生回避：ごみになるようなものを断る。
- リデュース(Reduce) 発生抑制：ごみをできるだけ出さない。ごみの発生抑制。
- リユース (Reuse) 再使用：使えるものを繰り返し使用する。
- リサイクル(Recycle) 再生利用：ごみを資源に戻し、新たな製品の原料として使用する。

（2）施設見学

ごみ問題の啓発と情報提供のため、民間団体等の施設見学会や、毎年、市内小学校の授業の一環として、クリーンセンターやリサイクルセンターの社会見学を受け入れている。

（3）紙ごみの資源化推進

平成28年度より「資源ごみ3」に、リサイクル可能な紙を「雑がみ」として新たに加えている。

市民への周知については、広報誌やごとうチャンネル等の媒体を活用しながら、必要に応じて分別説明会等も開催する。

なお、事業所から排出される雑がみについては、機密文書が含まれることから、処理方法の紹介等も併せて行いリサイクルを推進する。

(4) 事業所ごみの減量等

大規模事業所等のごみの多量排出者については、減量化・資源化意識の高揚と自己処理責任の明確化を図り、循環型社会の形成を促進する。

(5) 容器包装廃棄物の排出抑制

販売事業者と行政が連携し、レジ袋の有料化に伴うマイバックの利用に向けた取り組みを継続推進する。

併せて、消費者や販売事業者に対する普及・啓発にも取り組む。

7 再生資源化促進の方策

(1) 生ごみ減量化等処理機器購入費補助金交付事業

家庭及び事業所からのごみ減量を図るため、生ごみ処理機又は堆肥化容器の購入に対し助成する。助成内容は、次のとおり。

○ 補助額 : 購入額の1/2 (上限50,000円)

(2) 剪定枝の資源化

各家庭から発生する剪定枝等については、剪定枝破碎機の貸出制度を導入する。

事業所が搬入する剪定枝等については、排出者及び関係機関の協力を得ながら再資源化を推進しごみ焼却量の削減を図る。

(3) リユースフェア

10月と3月に古布類のリユースフェアを開催を継続する。

8 一般廃棄物の適正排出

(1) ごみ処理施設への搬入物検査

リサイクルを促進するため、搬入されるごみの分別を直接指導する。

主な品目としては、段ボール、発泡スチロール、本・雑誌等の雑紙類の分別を指導する。

(2) 排出規制物対策

五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第14条に規定する処理除外物について、具体的な品目を定めることにより適正処理を確立する。

(3) 市が処理することのできる産業廃棄物

市が処理する産業廃棄物については、市の廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第20条に規定されている。

また、二次離島地区住民の産業廃棄物処理費用の負担軽減を図るため、五島市産業廃棄物等海上輸送費補助金交付要綱を制定した。（平成30年4月1日施行）

第3章 生活排水処理実施計画

1 収集運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区分	地区	収集主体	収集回数	収集方式
し尿	福江	許可業者3業者	随時	戸別収集
	五島西部	許可業者4業者		
	奈留	許可業者1業者		
浄化槽汚泥	福江	許可業者7業者	年1回以上	戸別収集
	五島西部			
	奈留			
合計				

※ 五島西部は、富江地区、玉之浦地区、岐宿地区、三井楽地区

(2) 収集運搬方法等

①し尿収集運搬

一般家庭及び事業所等の汲み取り式トイレから排出されるし尿は、収集運搬許可業者により、各地区の衛生処理場等へ搬入する。

②浄化槽の清掃

浄化槽を管理しているもの（浄化槽管理者）は、浄化槽法第10条の規定により、定期的に浄化槽保守点検及び清掃を実施しなければならない。

※ 保守点検の回数；家庭用で小型のもの、年3回。21人以上のもの、年4回。

※ 清掃業務の回数；年1回。（全ばつ気型は、年2回）

③浄化槽汚泥の収集運搬

一般家庭及び事業所等から排出される浄化槽汚泥は、収集運搬許可業者により、各地区的衛生処理場等へ搬入する。

④し尿運搬船の活用

奈留島及びその他二次離島のし尿等については、平成27年度よりし尿運搬船によって福江島への搬送を実施している。

⑤し尿運搬船の概要

船名	かめりあ
登録長・登録幅・登録深	全長 14.95m 全幅 4.48m 登録深 1.28m
総トン数	8.5 t
主機関・出力	水冷4サイクルディーゼル機関・423Kw 2,084rpm 1基
積載量	12 m ³

(3) 収集運搬業の許可方針

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業の許可については、排出量の見込み等を勘案すると既存の許可業者で適正な収集運搬体制が確保できているため、新規の許可は行わない。

2 中間処理計画

(1) 中間処理方法・処理量の見込み等

廃棄物の種類	処理施設	処理量(年)	処理方法等
し尿 浄化槽汚泥	福江衛生センター	39,448kℓ	標準脱窒素処理方式+高度処理

(2) 脱水汚泥等の処理方法

処理施設	汚泥量(年)	処理方法等
福江衛生センター	450 t	・五島市クリーンセンターへ搬送し焼却 (焼却主灰・飛灰は、福江最終処分場埋設) ・一部を農地還元 (R 1.12.10 肥料登録「鬼岳エコロ1号」)

3 処理施設の概要

(1) 福江衛生センター

所在地	五島市野々切町 2308 番地 1
処理方式	標準脱窒素処理方式+高度処理
処理能力	118kℓ／日 (し尿 58kℓ／日、浄化槽汚泥 60kℓ／日)
竣工	昭和 56 年 3 月(平成 26~27 年度基幹的施設整備事業)
放流先	無放流 (土壤蒸発散処理)

4 し尿処理施設の整備計画

本市で収集される、し尿及び浄化槽汚泥は、本市が管理するし尿処理施設で処理を行っている。

将来にわたって安定的なし尿等の処理を確保するため、平成 26~27 年度において福江衛生センターの基幹改良工事を実施した。

このことにより、平成 27 年 3 月には奈留衛生センターを休止、平成 28 年 7 月には五島西部衛生センターを休止し、福江衛生センターへの一元化を実施した。

なお、休止後平成 29 年 6 月に廃止された両施設は、各地区におけるし尿収集体制を確保するため、し尿等一時中継基地として活用している。

<参考>

奈留衛生センター	平成 27 年 3 月休止。 平成 29 年 6 月廃止。
五島西部衛生センター	平成 28 年 7 月休止。 平成 29 年 6 月廃止。

5 普及啓発等

(1) 合併処理浄化槽の設置費補助

- ① 市は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽を設置する者に対し浄化槽設置整備事業補助金を交付する。
- ② 緊急かつ効率的に汚水処理人口普及率を向上させるため、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間、設置費用に対する五島市独自の嵩上補助制度により合併浄化槽整備を推進した。令和元年度以降も延長し、汚水処理人口普及率の向上に努める。

(2) 合併処理浄化槽の適正管理

浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）及び合併処理浄化槽の設置費補助事業等について、広報やパンフレット等による啓発を行う。

(3) 脱水汚泥の有効活用

福江衛生センターで発生する脱水汚泥を、令和元年 12 月 10 日に「鬼岳エコロ 1 号」と称して肥料登録し、市民に無償配布している。

当面の有効活用目標量を年間発生量のうち約 230 トンとして、農事組合法人等にも鬼岳エコロ 1 号の農地への利用を促進する。

6 一般廃棄物収集運搬業許可業者

(ごみ)

許可番号	許可業者名	住所
1	(有)三井楽清掃社	五島市三井楽町濱ノ畔 2948-3
4	(有)富江清掃社	五島市富江町狩立 527 番地 1
7	(株)セイホウ開発	五島市上大津町 2238 番地 2
8	公益社団法人五島市シルバー人材センター	五島市三尾野 1 丁目 7-1
9	(有)キンキ環境	五島市長手町 808 番地
13	(有)五島環境開発	五島市上大津町 2238 番地 2
14	引越センター五島	五島市福江町 1213 番地 1
15	環境プランニングサービス(株)	五島市岐宿町河務 326 番地 6
17	(有)双葉	五島市木場町 119 番地 1
19	(株)奈留島運輸	五島市奈留町泊 198 番地 11
20	(有)田口運輸	五島市籠淵町 2466 番地 5
21	(株)片山組	五島市上大津町 410 番地 3
22	(株)福富工業	五島市福江町 3 番 8 号
23	(有)山寿興業	五島市向町 557 番地
25	(有)貞方土木	五島市栄町 9 番地 13
30	(有)アクティブ	五島市三尾野三丁目 6 番 7 号
31	(株)壹良産業	佐世保市江上町 4699 番地
32	元村産業(同)	五島市上大津町 2033 番地

(し尿・浄化槽)

許可番号	許 可 業 者 名	し尿	浄化槽	住 所
1	(有)三井楽清掃社	○	○	五島市三井楽町濱ノ畔 2948 番地 3
2	玉之浦衛生社	○	○	五島市玉之浦町小川 945 番地
3	(有)福江清掃社	○	○	五島市松山町 487 番地 2
4	(有)富江清掃社	○	○	五島市富江町狩立 527 番地 1
6	(有)岐宿衛生公社	○	○	五島市岐宿町楠原 707 番地 2
10	岐宿クリーンサービス	×	○	五島市岐宿町川原 270 番地
17	(有)双葉	○	○	五島市木場町 119 番地 1
18	奈留衛生社	○	×	五島市奈留町浦 546 番地 6

7 一般廃棄物処分業許可業者

(木くず、がれき類)

許可番号	許 可 業 者 名	住 所
1	(有)山寿興業	五島市向町 557 番地